

令和5年1月23日

教育委員会第1回臨時会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第1回臨時会記録

◇開会年月日 令和5年1月23日（月曜日） 午後 5時15分開会

午後 6時16分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 401会議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	梶 谷 美 智 子 君	委 員	杉 山 昌 行 君
委 員	大 和 千 恵 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 井 透 公 君	事 務 局 次 長	鈴 木 憲 君
事 務 局 次 長 (教育・文化 芸術振興担当)	今 野 順 子 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	福 田 光 一 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	戸 田 正 樹 君	教 育 総 務 課 長	平 塚 悦 子 君
教 育 総 務 課 主 事	河 井 夏 月 君		

◇付議事件

審議事項

第1号議案 石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会設置要綱

第2号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画（案）について

その他

午後 5時15分開会

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから、令和5年第1回臨時会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、大和委員をお願いいたします。
よろしくをお願いいたします。

第1号議案 石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会設置要綱

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、審議事項が2件、その他となっております。
それでは、審議事項に入ります。
第1号議案 「石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会設置要綱」を議題といたします。
学校教育課長から説明をお願いします。
学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） ただいま上程されました第1号議案 石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会設置要綱について御説明申し上げます。

本要綱は、部活動地域連携・地域移行の推進に関して、学識経験者等より広く意見を聴取するための懇談会を新たに設置し、円滑な地域連携・地域移行を実現しようとするものであります。

それでは、内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和5年石巻市教育委員会第1回臨時会議案の1ページを御覧願います。

初めに、第1条は懇談会の設置について、第2条は意見を求める事項について定めるものであります。

次に、第3条は構成員について、第4条は臨時構成員について定めるものであります。

次に、第5条は座長及び副座長について、第6条は懇談会の開催について定めるものであります。

次に、第7条は庶務について、第8条は本要綱に定めのない事項への対応について定めるものであります。

最後に附則でございますが、この告示は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまの説明に対して、御質問ございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 4月1日から施行ということなのですが、この別表に掲げる14人というのは、後ろにある別表のことだと思うのですが、具体的に候補者を今、選んでいるという段階まで来ているのですか、まだですか。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 具体的には、学識経験者の方は大学の教授を考えております。それから、小・中学校の校長、小・中学校の教頭、教諭、小・中学校の保護者、スポーツ及び文化団体に所属する者、スポーツ振興課と生涯学習課の職員というところで考えています。

○委員（杉山昌行君） 4月になってから実際に人選ということですか。

○学校教育課長（福田光一君） はい、そのとおりです。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） そのほかございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） この移行については、まずは休日の運動部からというように捉えてよろしいのでしょうか。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） まずは、休日の部活動の部活動指導員による移行なのですが、スポーツ庁から出されたガイドラインで、当初3年間でこれを実現しますというような内容だったのですが、先日出されたガイドラインでは、少し緩やかに移行するという方向に趣旨が緩和されまして、要は部活動指導員の予算が思ったより取れなかったようで、当初見込んでいたよりも部活動指導員が採用できないために、3年間より緩やかに移行するという方向に変わっておりましたので、それにのっとって執行していきたいと思っております。

○教育長（宍戸健悦君） 国の発表だと、予算があまり付かなかったというので、部活動指導員などは多くは配置できなかったというのもあるのですが、併せて、各地域の実情に応じて、実態がいろいろあるということで、指導員も、指導者も地域によっては確保するのが難しいと

か、いろいろな課題が多いという現状を踏まえて、国の方でそういう判断がなされたのかと。石巻地域もそうなのですが、地域の状況に応じて少しずつ進めていくということが、重要だということを大事にしてきたと思うので、石巻の方も、子供たちが迷わないようにする、今の現状からやれるところを少しずつ改善していく、そのためにはどうしたらいいかというのを、この会議の中で議論をしていただきたいと思っていますので、会議をつくったから、すぐに何か動くかというところではなくて、現状認識をお互いに共有しながら少しずつできるところから進めていく、そのための会議だと私自身は捉えておりますので、そのように期待したいと思っています。

では、ほかにございせんか。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) では、ないようでしたら、第1号議案「石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会設置要綱」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) 異議がありませんので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画(案)について

○教育長(宍戸健悦君) では、第2号議案「石巻市学校給食センター整備基本計画(案)について」を議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長(大山健一君) ただいま上程されました第2号議案 石巻市学校給食センター整備基本計画(案)について御説明申し上げますので、表紙番号1、議案書の3ページ、併せて別冊2の審議事項資料を御覧願います。

別冊2の審議事項資料の石巻市学校給食センター整備基本計画(案)の1ページをお開き願います。

初めにでございますが、平成27年度に石巻市学校給食センター整備基本構想を策定し、令和2年度に基本構想を一部見直しし、将来的には2つの給食センターで運営を行っていく方針を確定いたしました。

今回の整備基本計画は、基本構想を具体化するために、庁内に石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会を設置し、延べ6回にわたり検討を行い、本市における望ましい学校給食の在り方について計画にまとめたものでございます。

次に、2ページの第1章、学校給食を取り巻く現状でございますが、2ページは、国、県における学校給食の位置付けでございます。

3ページは、本市における学校給食の位置付けについて、各種計画との関連性についてまとめたものでございます。御覧いただきたいと思っております。

7ページに参りまして、現状分析では、4つの学校給食センターの概況についてまとめております。このうち住吉、河北、河南の各センターにつきましては、現在調理業務を民間委託しており、この老朽化する3施設を統合し新たな給食センターを整備するものでございます。

10ページに参ります。

以下10ページでは、学校給食の実施状況を、14ページに参りまして、こちらについては現在の職員の配置状況、15ページは配送状況となっております。

17ページに参りまして、こちらは食物アレルギーの対応状況でありまして、令和4年度は上の表であり、現在10人の児童・生徒にアレルギー対応食を提供いたしております。

18ページに参りまして、こちらは食物アレルギーにより給食を止めている人数についての一覧表でございます。

20ページから22ページまでが食育活動の取組の状況でございます。

23ページでは、施設の利用面や運用面についての課題整理として、各センターの職員に対して聞き取り調査を行っております。老朽化している3センターについては施設面に対する課題が多く、新センターの整備により解消が図られるよう、対応を考えていきたいと考えております。

続きまして、26ページをお開き願います。こちらにつきましては将来の推計でございますが、開設目標の令和9年度の児童・生徒数に加えまして、園児、教職員、調理員の提供給食数、これを含めまして、調理能力を設定いたしております。

続きまして、第2章に参ります。学校給食の基本的な考え方、課題の分析でございます。基本構想で示された新たな給食センターの建設や統廃合に向けた課題については、以下の6つの課題ということで整理いたしました。

1つ目は、老朽化が進行する施設及び設備への対応です。石巻市学校施設整備保全計画において学校給食センターの目標使用年数は30年と設定されているところですが、老朽化した3施

設については様々な不具合が生じている状況にあります。早期に新学校給食センターの整備が求められるところですが、既存のセンターの老朽化対応も行う必要がございます。

2つ目は、自然災害に対する対応です。こちらは、地震のみならず風水害等の影響がない場所への建設、また、石巻市地域防災計画において、学校給食センターは災害応急対策時の炊き出し対応を行うことが位置付けられており、災害時の対応を考慮した施設づくりが求められております。

3つ目は、ここは足りない箇所がございます、27ページの(3)の頭なのですが、こちら学校給食センターを除くとありますが、頭に「東」と入りますので、東学校給食センターを除くという文言になります。申し訳ございません、訂正方お願いいたします。

3つ目は、東学校給食センターを除く3つの学校給食センターは、学校給食衛生管理基準制定前の整備であるため、同基準を準用しているものの、それを満たしていない状況でございます。現行の法令に準拠した施設整備と2時間喫食に対応できる場所の選定が求められます。

4つ目が食物アレルギーの対応でございます。現在、アレルギー対応食については東学校給食センターで対応しておりますが、新たな給食センターでもアレルギー対応食の調理をすることができる施設の整備が求められているところです。また、調理における作業、確認体制の充実や、万が一への対応等を実施する体制づくりも重要でございます。

5つ目は、延べ床面積の削減と経済効果の高い施設整備・維持管理手法の検討でございます。これにつきましては、基本的に衛生管理基準の準拠、施設需要を加味した機能・諸室の整理と併せて延べ床面積の縮減の検討を行うとともに、効率の高い施設整備と運営手法が求められております。

6つ目は、民間委託による運営コストの削減でございます。国の方針によりまして、全国的には学校給食の民間委託化が進められている状況ですが、新設する学校給食センターについても民間委託の効果等を検証し、最適な運営方法を検討する必要があります。

以上を踏まえまして、29ページの基本的な考え方と基本的な方針及び目標についてまとめております。

基本的な考え方につきましては、安全安心な学校給食を安定供給することができ、合理的かつ経済的な運営ができる施設整備を目指します、これが基本的な考え方になっております。

それを具体化する4つの基本方針につきましては、基本方針の1、将来にわたり安全安心な学校給食を安定提供できる施設の整備、基本方針の2、学校給食運営の合理化・効率化の推進、基本方針の3、食育活動に対応した施設づくり、基本方針の4、防災機能を備えた施設づくり

となっております。

次に、第3章に参ります。30ページをお開き願います。今後の給食センターの統廃合計画です。

整備可能性の検討でございますが、老朽化や立地環境を踏まえた改築可能性ですが、学校施設の目標使用年数につきましては30年を一つの目安としていることから、その視点で検討しております。河南学校給食センターにつきましては建設から19年でございますが、度重なる地震により、給食の提供を中止せざるを得ない状況が生じておりました。将来にわたる安全安心な給食の提供ができる環境の観点からは、懸念される状況となっております。

次に、31ページですが、敷地規模を踏まえた改築可能性の検討でございます。新給食センターの稼働を令和9年度とした場合、児童・生徒の給食提供数は8,089食と推計され、これに加えて、園児、教職員等の関係者を踏まえると、9,000から1万食の提供が想定されます。この数値から東センターで提供する6,000食を差引きいたしますと、4,000食程度の提供数であれば、現在の河北や河南のセンターで賄えることができれば、新たなセンターを整備しなくても給食の提供は可能となります。

ただし、平成21年の学校給食衛生管理基準施行以降の整備事例を基にしますと、調理能力の関係を見ると、下の表になりますが、3,000から4,000食に必要な敷地面積は、5,000から6,000平方メートル程度の敷地規模になります。このことから、現状の河北、河南学校給食センターの敷地規模では、改築は困難であります。また、両センターに提供必要数を振り分けたとしても、学校給食衛生管理基準を満たす施設整備は困難となります。

次に、33ページに参ります。

統廃合の方向性でございますが、将来的には2センター方式を基本とし、住吉、河北、河南の3センターは、新センターの稼働後、用途を廃止いたしまして、用途廃止後は、その利活用について検討していきます。

次に、34ページに参ります。

第4章、新学校給食センターの建設予定地の比較検討でございます。

用地選定の検討につきましては、検討委員会では、法規制、環境面、施設立地条件、その他の4つの評価項目で、6つの候補地について検討いたしました。客観的な項目を点数で評価いたしました。それぞれの候補地と評価のポイントにつきましては、37ページから58ページに記載いたしております。それを一覧にまとめましたのが59ページ、60ページの表でございます。こちらの方で説明させていただきたいと思っております。

では、59ページをお開き願います。

候補地1から6までということで、それぞれの候補地については所在と地籍、面積、あと土地の所有区分について記載しております。法規制、環境面、施設立地条件、その他というところで、丸が3点、三角が1点、バツが0点ということで点数化いたしました。これによりまして、検討委員会の方では、それぞれの候補地につきまして総合評価をいたしました。

総合評価によりまして、給食センターの候補地として教育委員会で決定いたしました北村の土地につきましては、第3位という点数の評価になりますが、上位3候補地について、こちらは61ページの建設候補地の決定ということで、関係5部と協議をいたしまして、あとは庁内的な手続ということで庁議幹事会、庁議の方に付議いたしまして、11月24日教育委員会の定例会で、同地については決定をしていただいているところでございます。

なお、この評価の中で御覧いただきたいのですが、59ページの施設立地条件のところの配送計画の効率性というところで、決定いたしました北村の土地では、雄勝小学校、雄勝中学校への2時間喫食に対応できない可能性があるというところで、これは検討委員会の意見でございますので、そのまま載せていただいたのですが、それを我々が評価いたしまして、61ページの選定理由の一番下なのですが、なお書きのところ、配送計画の効率性に関する課題については、配送準備やコンテナの積み下ろしなど、運用面を工夫することで対応することといたしますということで、十分デメリットもカバーできるということで、そういう判断をいたしております。

用地につきましては、以上になります。

では、続きまして、62ページに参ります。

第5章、新学校給食センターの適正な規模の検討ということで、施設規模について検討しております。これにつきましては、市全体の将来提供数の推計ということで、新給食センターが開設するのは令和9年度でございますので、この時点の推計では、真ん中の表になりますが、児童・生徒数は8,089名、教員等関係者を加えまして、全体としては9,540食の提供が見込まれるということでございます。

新センターは3施設の統合ということになりますので、その隣の63ページの②なのですが、住吉、河南、河北の給食の受配校、それをそのまま新センターに移行した場合は、9,540食のうち4,260食を提供するということになるものです。それが、3施設をまとめた分の数値ということになります。

ただ、下の③になるのですが、受配校の調整ということをしていただきまして、新センターが地理

的に石巻の西端にございますので、配送距離の観点から、住吉学校給食センターの受配校は東センターに編入することが効率的だと考えられますが、東センターのコンテナ数の上限台数によりまして、それは全ては受け入れられないという、そういう状況になっております。そこで、西部地区寄りに位置する青葉中学校と蛇田中学校は、新学校給食センターを受配校として給食を提供するという、そういう調整をすることといたします。この結果、新給食センターの食数は3,523食となり、不測時の対応を考慮して、食数を4,000食と設定いたしております。

続きまして、64ページ、学校給食衛生管理基準と食物アレルギー対応、それから、食育の活動というところで、64ページ、65ページに記載しておりますが、こちらは、現在、東センターの方で対応している内容になっておりますので、基本的には、新しいセンターでも同様の対応をするということで御理解の方をいただきたいと思っております。

66ページに参りまして、災害時の対応ということで、こちらは、施設につきましては、国土交通省が定める官庁施設の総合耐震計画基準がございまして、これに基づいた整備をするということでございます。災害時の対応の機能ということで、記載の項目について、その役割を担う施設として検討いたしております。

67ページは、熱源の検討でございます。災害時対応というところもございまして、望ましい熱源の対応という、電気・ガス併用のベストミックス方式を検討しているという、状況でございます。災害時なので、熱源が何種類かあった方がいいという、そういう判断で、検討しております。

68ページに参りまして、燃料種の比較検討ということで、それぞれの使用燃料について、イニシャルコストとランニングコストについて記載しております。こういった検討も、新しい施設では検討していくというところがございます。

その下のコスト縮減ですが、設備の面あるいは民間委託することによりまして、コスト削減について検討していくという、そういう方針でございます。

以上を踏まえまして、69ページの施設整備における基本条件ということで、まとめさせていただいているところでございます。

70ページは、調理場だけでなく、給食センターの下処理室とか、あるいは職員用の部屋とか様々な施設の部屋がございまして、こういったところについても検討していくというところがございます。

71ページ、建物の配置計画ですが、これは施設規模からいたしまして、土地の規模もはっきりしておりますので、71ページから配置プランあるいは平面プラン、73ページまで並べさせ

ていただいております。

概算事業費ということで、74ページから御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、いわゆる直営整備、役所の方で設計を業者に発注して、入札によって別に、工事業者を決めるという、そういう建設整備事業費です。それから、これにプラス15年間の維持管理費ということで、直営の場合は30億7,000万円と59億4,000万円、これの合計にプラス消費税ということで99億1,000万円ということになり、直営につきましては、これだけの概算事業費がかかるというところで、一つの指標として提示いたしております。

第6章の新学校給食センターの建設方法及び運営方法の検討ということで、事業手法の概要ということでお示ししております。整備手法につきましては、今、お話しさせていただいた直営方式、これを基本として、それぞれの事業費を後に検討いたしております。

直営方式は、今、申し上げましたとおり、ひととおり役所の方が関わって、工事から運営まで役所が主導するというやり方でございます。直営方式の運営業務を民間に委託という方式は、こちらは、現在も実施しているのですが、調理業務を一部業者に委託するというやり方でございます。

76ページに参りまして、DBO方式になります。こちらは、共同企業体というものを設計建設会社あるいは維持管理会社、運営会社が結成いたしまして、これと公共が一括契約を行うという、そういう方式になっております。ただ、こちらにつきましては、共同企業体という方式ですので、全て各企業の結び付きはそれほど強いものではございませんので、法人格を持たない、そういった企業体になっております。

77ページに参りまして、こちらはPFI方式といたしまして、設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社とそれぞれの目的を持った会社が、SPCという特別目的会社というものをつくりまして、こちらは法人格を持ちます。

DBO方式とPFI方式の大きな違いというのは、整備に関しては、DBO方式は公共、役所が資金調達をするというところがございます。PFI方式については、特別目的会社が金融機関から資金を調達するというところがございます。

なお、78ページにつきましては、リース方式とあるのですが、こちらは、補助金等を期待できないので検討事項からは外しております。

以上の事業手法別のスケジュールとして、いつ頃、給食センターが竣工するのかを79ページに掲載いたしております。直営の場合は令和9年度の10月でございますが、DBO方式あるいは80ページのPFI方式になりますと、令和8年度末には給食センターが完成するというスキ

ームになっております。リース方式が一番早いのですが、これは検討事項に入れていませんので、説明を省略いたします。

81ページを御覧いただけます。

次に、事業スキームの検討でございます。こちらは、事業範囲で、直営と民間委託との比較で、長所、短所についてまとめているというところでございます。

82ページにつきましては、調理業務を民間企業に委託する場合、本市における現在の業務分担の考え方は以下のとおりということで、参考までに載せております。

83ページになりますが、今回、事業手法を検討するに当たって、事業期間というのを検討しなければならないのですが、こちらにつきましては、いわゆる財政的な面の比較、そういったところで事業期間というのを検討するところでございますが、5年未満であると、検討する期間としては短過ぎるというところで、20年目では大規模メンテナンスの時期に当たることから、15年という期間で各手法について事業期間の検討をさせていただいております。

84ページから87ページの上段につきましては、民間委託ということを前提にいたしますと、官民のリスクの分担がとても重要なところになってきておりますので、そのリスク分担の案ということで、こちらの方にお示ししております。

87ページの下段ですが、これは資金調達というところで、利用できる補助金等についてお伝えしているところでございます。

88ページに参ります。以上のような検討を踏まえまして、事業手法別の縮減効果ということで、これはバリュー・フォー・マネーについて検討いたしましたところでございます。従来方式を、これを基準にいたしまして、直営は99億2,000万ですが、一部民間委託の場合は約93億円、DBO方式でいきますと91億5,000万円、PFI方式が一番縮減効果が見込まれるということで90億7,400万円なのですが、単位で百万円が抜けておりました。申し訳ございません。

以上のような手法で、直営方式を基準といたしまして、一部民間委託の直営方式、DBO方式、PFI方式というところで、それぞれ検討いたしております。それが89ページの表でございます。DBO方式につきましても、これはPFI法という法律にのっとりしますので、PFIの一つの手法だと考えていただきたいところでございます。

資金調達といたしましては、直営からDBOまでが公共ということで、PFIは民間の方で資金調達いたします。

リスク負担につきましては、それぞれ直営と一部民間委託の直営では三角という評価です。DBO方式につきましては、リスク分担をあらかじめ明確にしておくことで、民間にリスクを

移転できるというところでございます。P F I方式につきましては、リスク管理は金融機関とS P Cの監視によって徹底されるというところで、モニタリングの効果があるということで二重丸ということでございます。

コストにつきましては、こちらはD B O、P F I方式については、民間の創意工夫で縮減効果があるというところでございます。

金利負担というところで、D B O方式については、例えば政府資金の融資を受けますので、その分の金利負担は安いということになると思います。P F Iは、あくまでも会社が金融機関から融資を受けるということで、起債よりも若干高金利というところでございます。

市の財政負担というところを考慮いたしますと、運用期間中の費用負担が平準化されるというD B O方式、P F I方式が有利だという、そういう判断をいたしております。

事務手続・事前準備というところで、これは手続が若干複雑だということで、D B O、P F Iには1つの丸というところで、直営と一部民間委託につきましては二重丸というところでございます。

事業スケジュールにつきましては、直営を基本に考えると、事業者募集から開業準備までの事業期間は約4年6か月ということになります。D B O、P F I方式につきましては、約3年9か月というところで、なお、事業者の努力によりましては若干短縮の余地があるというところを確認しているところでございます。

財政縮減効果につきましては、先ほど御説明いたしました、P F I方式の方が縮減効果が高いというところでございます。

総合評価といたしまして、それぞれ二重丸が5点、普通の1つの丸が3点、劣るというところは三角で1点ということで、検討委員会の方といたしましてP F I方式が一番有利であろうという判断を出したというところでございます。

説明につきましては以上になります。整備基本計画の案について、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） かなり量が多かったのですが、ただいまの説明に対して、御質問ございませんか。

私の方から確認の意味を含めて何点かお願いしたいのですが、将来的には、仮称西センターについては4,000食ぐらいということになってはいますが、現在住吉給食センターでは、敷地面積だと2,000平米ぐらいで5,000食を提供可能としているのですけれども、その住吉給食センターでは4,000食は提供できないのかどうか。新たなセンターを求める、その理由をもう一回

確認いたします。

2点目は、59ページで、雄勝小学校、中学校への2時間喫食に対応できない可能性がある、これについては、再編をすればということでしたが、その上の方、都市計画の用途地域の指定状況がバツテンになっていますが、それについて御説明をお願いします。

それから、3点目、最後のPFI方式といったところで、89ページのところで、市の財政負担というところで、PFIだと選定に係る経費が必要だということ、それから、総合評価でSPC設立に関する費用が上乗せされる点は課題であるとありますが、設立費用と合わせて縮減効果8.5%なのかどうかということですね。

その辺、御説明をお願いします。3点、私の方から確認の意味も含めてお願いします。

○学校管理課長（大山健一君） まず1点目の、住吉センターで5,000食の提供が可能としているので、その分の対応はどうかということですが、給食の衛生管理基準というものがございまして、まず、センターがそれをクリアしなければならないということをお求められている状況がございまして。空調を付けるとか、あと、ウェット方式をドライ方式にするとか、そういったところが求められます。

また、本来、4,000食作るのであれば、必要な敷地の面積がございまして。こちらが31ページになります。4,000食で求められる敷地面積は5,800平方メートル、これは、衛生管理基準をクリアするに必要な面積ということで理解されております。これにプラスしまして、実際には32ページになるのですが、参考というところの表を見ていただきたいのですが、例えば、児童・生徒の数で4,000人から5,000人のところを見ていただきたいのですが、敷地面積にプラスして、いわゆる外構の面積2,340平米とか、あるいは緑地も必要であると、これにプラス職員の駐車場の面積ということで、実際は、そういうところを検討すると、先ほどの表の5,800平米では足りないということになります。ですから、我々の計画では7,500平米から8,000平米という数字、面積を求めているところでございます。

また、住吉センターの話にはなるのですが、基本、あそこは住居エリアになっていて、給食センター自体は工場という取扱いになります。給食センターを建てた当時は、あの建物は建てられたのですが、都市計画が変わりまして、その後、二種住居というのですかね、そういった住居エリアの網がかかりましたので、増築とかは都市計画上でできないという、そういう状況もあり、衛生管理基準をクリアするのが難しいということになっております。

続きまして、2点目の雄勝小の、これでいうと59ページの網がかかっている都市計画のところ、候補地5の都市計画区域外で埋蔵文化財包蔵地ということで、先ほど、ここの説明が漏

れてしまいまして、こちらは、例えば、須江の土地を同じ欄で横に見ていただきたいのですが、こちらにも埋蔵文化財包蔵地で、特例区域というくりなのですが、こちらについては、開発するのに届出1枚で済むようなのですが、北村の土地につきましては、そういった簡易な手続を踏むことができませんので、まずは試掘をしなければならないという、そういう決まりがございまして、ですから、ここはバツテンにさせていただきました。試掘の結果、本掘りというのですかね、そちらの方に進む可能性もあるのですが、そういう可能性はほぼほぼないとは思っているのですけれども、これは調査してみないと分からない状況でございまして、こちらの方は、例えば、基本設計、詳細設計と手続的には進むのですけれども、その間に調査を行い、事業に支障がないようにできるというところでございます。ですから、デメリットはあるのですが、そのデメリットは克服できるという、そういうことになっています。

あと、PFI部分のSPC関係の費用ですけれども、こちらの方も、必要な項目として事業費は、この関係も包含した事業費算定を行っておりますので、これも縮減効果を算定する際の数字には入っております。

以上でございます。

○教育長（宍戸健悦君） 分かりました。ありがとうございます。

では、そのほか御質問ございませんか。

大和委員。

○委員（大和千恵君） 説明の中で、北村の候補地は調査をしてみたいということだったのですけれども、調査して駄目ということは無いという話だったのですけれども、駄目だった場合というのは、また、場所を変えるということになるのですか。

○教育長（宍戸健悦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） お答えいたします。

まずは、試掘という、そういう手続を踏みますので、それを基にして判断ということになりますので、今の時点で駄目とかという、私の発言は適切ではなかったと思います。あくまでも試掘の結果を見て判断するというところで御理解をいただきたいと思います。私がそう申し上げましたのも、下が固い岩盤で、ほぼほぼ地盤改良工事が要らないエリアになっていますので、そういったことから、調査には進まないのではないかなという印象は持っているという、そういう状況でございます。

○教育長（宍戸健悦君） 大和委員、よろしいですか。

○委員（大和千恵君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） 反復すると、全面が埋蔵文化財がある地域ではなく、一部分がということだと私は認識しております。その一部分を掘ってみるということで、その辺が設計をしている期間中に大体確認作業が終わるのではないかと。だから、全体の期日が延びるとか、そういうことはないだろうということですね。

では、ほかに質問ございませんか。

阿部委員。

○委員（阿部邦英君） 非常にいろいろな視点から分析して、大変詳しい資料を頂いたのですが、いわゆる整備基本計画なものですから、このようにしていけばというのを最初に出して、いろいろ分析した項目等については、別冊という形で付けた方が非常に分かりやすくいいのではないかなと思ったのです。いろんな資料が入っていますので、結局目次を引いて、それから、ページをめくって、こうやるのかなというのは分かるのですが、何というかな、整理の仕方というか、それが分かりづらかったなという感じがします。今からは仕方がないですけどもね。こういうふうに整理していけばというものも、最初に載せて、それであとは別冊として、さっき言ったようにいろんな資料を付ける、そういう方法がよかったのではないかなと思います。整理の仕方ですね。

○教育長（宍戸健悦君） 説明の仕方ということですね。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） 策定の方針については、基本的に庁内組織であります基本計画の策定委員会の方に諮りまして、その内容を審議していただいた中身になっております。基本はそこで決めていただいたというところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。また、この内容をコンパクトにまとめた簡易版という、そういった資料もございますが、今日はお持ちしていないのですけれども、お手元に届くようにした方が、それを見ていただければ、基本はこの線でまとめていただいたのがこの資料なのだなというところは御理解いただけるのかなと思います。

以上でございます。

○教育長（宍戸健悦君） では、後日、そのダイレクト版というのですかね、その辺はお届けをよろしくお願いいたします。

では、そのほかございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 新しい給食センターの話、前回も気になってお話しさせていただ

たのですけれども、69ページを見ると、配送車数が2時間以内に喫食が可能な台数と書かれております。広範囲に配送をするようになると思うので、実際の台数がどのようになっていくかというところが心配なのですけれども、そうすると、ゆくゆくは事業の運営費のところ、配送費相当額というのが、この額よりも、実際運営していくと高額になることも考えられるのかなというのが一つと、それから、この計画に対してではないのですけれども、新しい給食センターが稼働すると、そちらでもアレルギー対応食を提供するというような方法、それは大変いいと思うのです。現在のことでお聞きしたいのですけれども、現在は東給食センターでアレルギー対応食ということなのですから、アレルギー対応食については、現在2時間以内喫食というのは大丈夫になっているのでしょうか。2点お願いします。

○教育長（宍戸健悦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） お答えいたします。

配送につきましては、こちらPFIとの基本契約の中に含まれる項目でございますので、業者を決める前に、このPFI事業につきましてはアドバイザリー業務というものがございまして、そちらが専門家会議、会社のほうと、委託会社ですね、そちらと我々が協議して要求水準書というのをつくり上げますので、その中で配送についても十分検討させていただくという手法を取りたいと思います。

また、アレルギーの対応なのですが、こちらは今、東センターで10食分対応しておりまして、これの配送というのは、アレルギー給食を専門で配送する担当職員がおりまして、その方が10食分を専用の車で直接届けるという対応をしていますので、これはもう2時間喫食に問題なく間に合っております。

○委員（梶谷美智子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（梶谷美智子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかにございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） この説明は分かったのですが、基本的に分からないところがあるので、この学校給食センターへの質問というよりは、学校給食についての質問なのですが、アレルギー対応をいただいているのはありがたいのですが、今まで、石巻ではないのかもしれないのですけれども、宗教を理由にこれは食べられないとか、これは駄目とか、あるいはビーガン、それから、やっぱり野菜しか駄目とか、給食について、そういうことを過去に要求

されたことはないのでしょうか。

○教育長（宍戸健悦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） すみません、その辺について、我々の方で把握している事案はないのですけれども。

○委員（杉山昌行君） では、言われていないということ。

○学校管理課長（大山健一君） 入学するときに給食の提供について意向を確認しますので、もしかしたら、そういうのも、我々に伝わらない範囲であるのかなというところはございます。18ページになりますけれども、一部のみ給食を食べている方もいますので、その理由の詳細については確認できていない部分がございますので、あるかもしれないけれども、確定的な答えはできないという、そういう状況です。

○教育長（宍戸健悦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） この理由かどうかわからないですけれども、同じ義務教育なんだからといって、今後そういう対応をしてくれという保護者が出てこないとも限らないので、そういったときの対応をきちんと考えておいた方がいいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） 現状は、アレルギー以外で給食を止めているという情報はとくにはないということよろしいですかね。

○学校管理課長（大山健一君） そうですね、はい。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） では、ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第2号議案 「石巻市学校給食センター整備基本計画（案）について」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、異議がありませんので、第2号議案については、原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（宍戸健悦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんからございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長（宍戸健悦君） それでは、課長の皆さんから何かございませんか。

(発言する者なし)

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

では、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○事務局（戸田正樹君） 次回の定例会につきましては、既にお伝えしてありますように、1月27日金曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所4階、庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の臨時会を終了いたします。

大変遅くまでありがとうございました。

午後 6時16分閉会

教育長 宍戸健悦
署名委員 大和千恵